

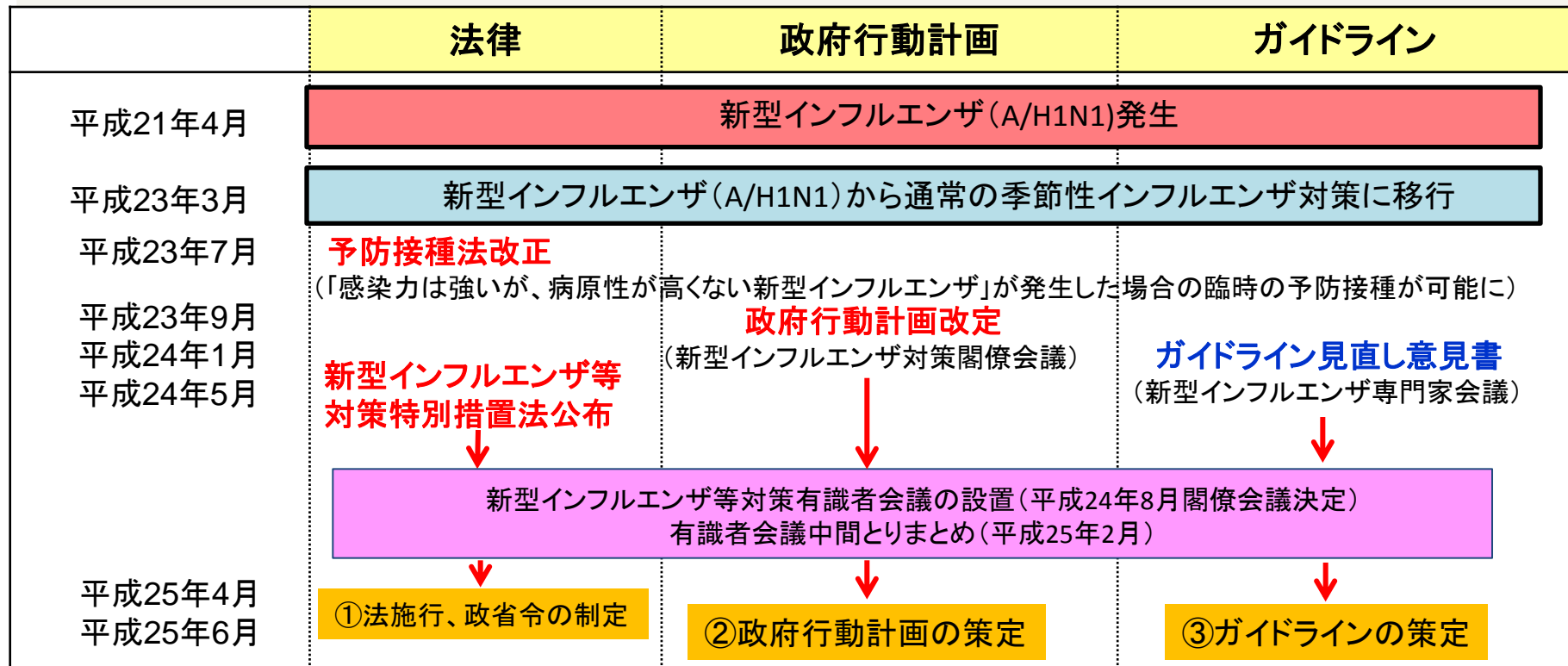
2013年11月24日  
新型インフルエンザの診療に関する研修

# 新型インフルエンザ等対策 政府行動計画、ガイドラインについて

厚生労働省健康局結核感染症課  
新型インフルエンザ対策推進室

# ○ 新型インフルエンザ等の感染症対策

## (1) これまでの新型インフルエンザ等対策の取組について



## (2) 新型インフルエンザ等への対応について

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の施行(平成25年4月13日)  
新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化。
- ② 新型インフルエンザ等対策政府行動計画(閣議決定:平成25年6月7日)  
特措法第6条に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階(海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期)に応じた総合的な対策を推進。
- ③ 新型インフルエンザ等対策ガイドライン(新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定:平成25年6月26日)  
政府行動計画を踏まえ、各分野(サーベイランス、情報提供・共有(リスコミ)、水際、まん延防止、予防接種、医療体制、抗インフルエンザウイルス薬、事業者・職場、個人・家庭及び地域、埋火葬)における具体的な取組を推進。

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

## (背景)

- 東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告。
- このような高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念。

- 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、
  - ・ 平成23年9月20日に、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定
  - ・ 新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、**各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性**
  - ・ 国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれを鑑み、**感染症法、検疫法、予防接種法等を補う（特措法のみで対策を行うわけではない）**



新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法案について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

## 1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

① 国、地方公共団体の行動計画の作成

② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(医療関係者、社会機能維持事業者の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

## 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

## 2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)

② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)

③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)

④ 緊急物資の運送の要請・指示

⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用

⑥ 埋葬・火葬の特例

⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)

⑧ 行政上の申請期限の延長等

⑨ 政府関係金融機関等による融資

等



○ 施行日:平成25年4月13日

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象疾病について

新型インフルエンザ等  
(特措法第2条第1号)

新型インフルエンザ等感染症  
(感染症法第6条第7項)

新型インフルエンザ  
(感染症法第6条第7項第1号)

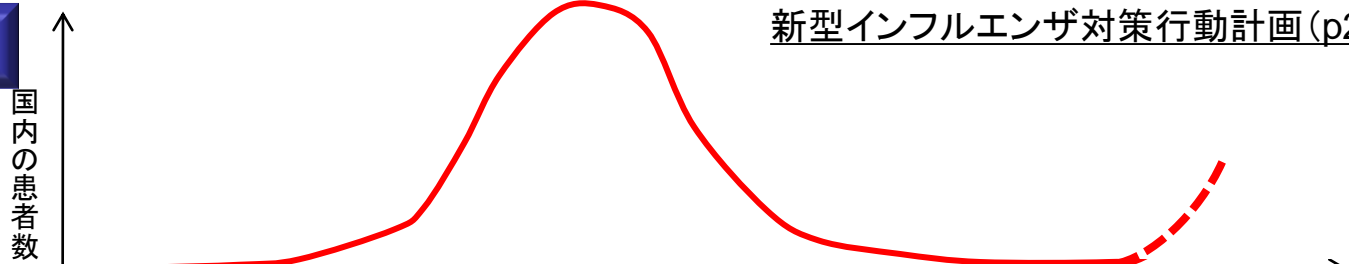
再興型インフルエンザ  
(感染症法第6条第7項第2号)

新感染症 ⇒ 全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定  
(感染症法第6条第9項) (特措法第2条第1項第1号において限定)

# 国及び地域(都道府県)における発生段階

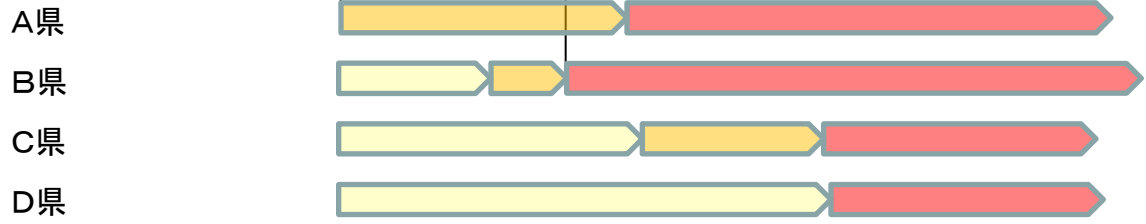
新型インフルエンザ対策行動計画(p21)

## 国における発生段階



海外での新型インフルエンザの発生  
国内での初の患者の発生  
国内のいずれかの都道府県において初めて患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった時点が目安  
患者の発生が低い水準でとどまる

## 地域(都道府県)における発生段階



各都道府県での初の患者の発生  
各都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった時点が目安



地域での発生状況は様々であり、  
・地域未発生期から地域発生早期  
・地域発生早期から地域感染期  
の移行は、都道府県を単位として判断

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過例

## 新型インフルエンザ発生

### 第一段階 海外で発生(病原性が不明な段階)

#### 政府対策本部立ち上げ

行動計画に基づき、基本的対処方針策定  
検疫の実施、特定接種の実施等

### 第二段階 病原性も明らかになってくる。国内に侵入

#### 病原性等が強いおそれがある場合

#### 緊急事態宣言

外出自粛、催物の開催の制限の要請等  
住民への予防接種  
臨時の医療施設における医療提供 等

緊急事態宣言終了

左記以外

本部のみ継続

本部の廃止

# 行動計画と基本的対処方針について

## 行動計画について

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、政府、都道府県、市町村が、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるもの。
- 実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴などを予測することは不可能であるため、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。

## 基本的対処方針について

- 新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針を定めるもの。
- 発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。
- 新型インフルエンザ等の発生時、都道府県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びその行動計画に基づき、対策を実施。



# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画概要

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

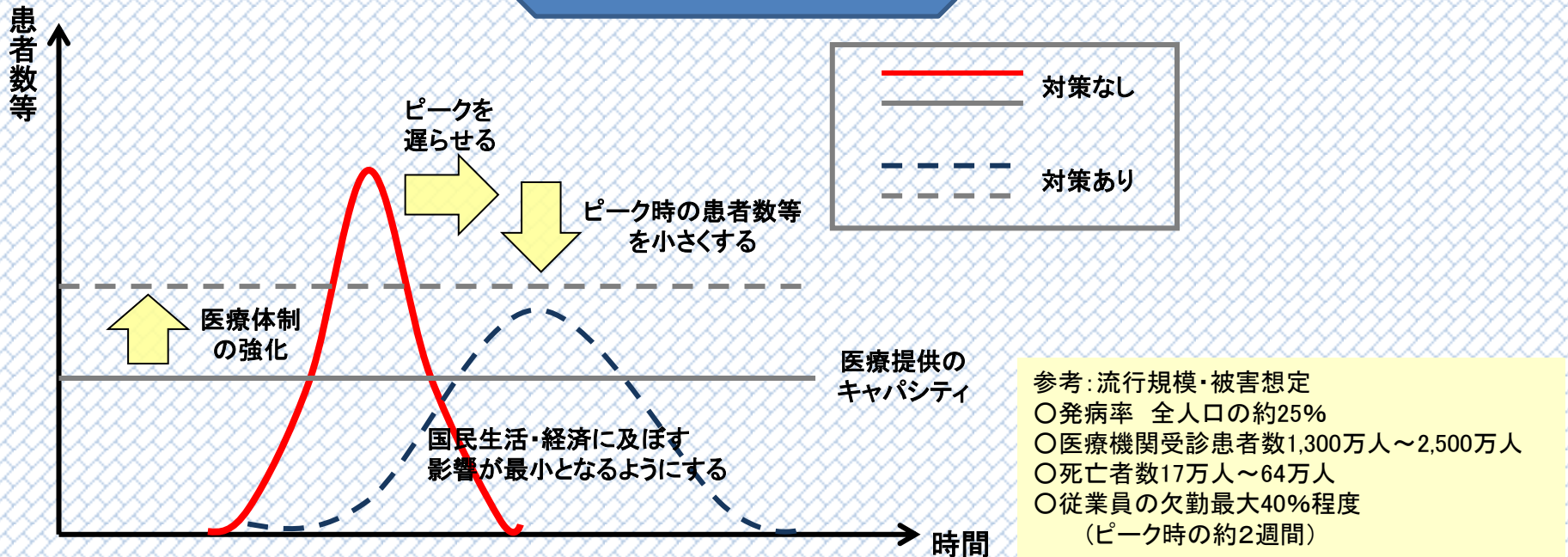
## 対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- 国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。  
※社会状況に応じて臨機応変に対応する。  
※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

## 対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

## 対策の効果 概念図



※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在のわが国の医療体制等を一切考慮していない。

## 政府行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画。
- 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載。

1. 新型インフルエンザ等に対する体制

2. まん延防止

3. 予防接種

4. 新感染症

5. 留意事項

### ● 従来の行動計画(平成23年9月新型インフルエンザ閣僚会議決定)との変更点

- 指定(地方)公共機関の役割等を新たに規定
- 基本的対処方針等諮問委員会等の位置づけを新たに規定
- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の運用を新たに規定
- 法定化された不要不急の外出の自粛の要請等について規定
- 法定化された施設の使用制限の要請等について規定
- 法定化された特定接種の対象となり得る業種等を新たに明らかにした
- 住民接種の接種順位の基本的考え方を規定
- 行動計画の対象を新感染症に拡大
- 基本的人権の尊重について記載を充実
- 記録の保存について新たに規定

# 発生段階ごとの対策の概要

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生をできる限り遅らせる</li> <li>国内発生に備えての体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行のピークを遅らせるための感染対策を実施</li> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更</li> <li>必要なライフライン等の事業活動を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に備えた第一波の評価</li> <li>医療体制、社会経済活動の回復</li> </ul>
実施体制	<p><b>国、地方公共団体、指定公共機関等を挙げての体制強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部の設置(政府・都道府県) ※疑いの段階で必要に応じ、閣僚会議を開催</li> <li>基本的対処方針の決定</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生の初期に必要な応じ政府現地対策本部の設置</li> </ul> <p>★必要に応じて緊急事態宣言(市町村対策本部の設置)</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的対処方針の変更</li> <li>対策の見直し</li> </ul> <p>等</p>
サーベイランス・情報収集	<p><b>発生段階に応じたサーベイランスの実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な連携による情報収集</li> <li>国内発生に備えたサーベイランス体制の強化</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等患者の全数把握</li> <li>患者の臨床情報把握</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握</li> <li>集団発生の把握(患者の増加に伴い全数把握は中止)</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各国の対応に係る情報収集</li> <li>引続き学校等における集団発生状況の把握</li> </ul> <p>等</p>
情報提供・共有	<p><b>一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外での発生状況情報提供</li> </ul> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体との情報共有の強化、国民への情報発信の強化</li> <li>コールセンター等の充実・強化</li> </ul> <p>等</p>	<p>同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供のあり方の見直し</li> <li>コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ</li> </ul> <p>等</p>

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生をできる限り遅らせる</li> <li>国内発生に備えての体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行のピークを遅らせるための感染対策を実施</li> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期の積極的な感染対策から被害軽減に変更</li> <li>必要なライフライン等の事業活動を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に備えた第一波の評価</li> <li>医療体制、社会経済活動の回復</li> </ul>
まん延防止・ 予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>水際対策の開始</li> <li>ワクチンの確保</li> <li>特定接種の準備・開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民接種の準備・開始</li> <li>住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨</li> <li>★不要不急の外出の自粛要請</li> <li>★学校等の施設の使用制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨</li> <li>住民接種の継続</li> <li>★不要不急の外出の自粛要請 ※</li> <li>★学校等の施設の使用制限 ※</li> <li>※患者数増加に伴い医療体制の負荷が過大となる特別な場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に備えた住民に対する予防接種の継続</li> </ul>
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生に備えた医療体制整備</li> <li>「帰国者接触者外来」の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用外来における医療提供の継続</li> <li>必要に応じた一般医療機関における診療の開始</li> <li>診断・治療に資する情報等の医療機関への提供</li> <li>抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファクシミリによる処方せん送付</li> <li>備蓄している抗インフルエンザ薬の使用</li> <li>医療従事者に対する従事要請及び補償</li> <li>★臨時の医療施設の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> </ul>
国民生活及び国民 経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定公共機関等の事業継続に向けた準備</li> <li>職場における感染対策の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないよう要請</li> <li>★指定公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始</li> <li>★緊急物資の運送</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないよう要請</li> <li>★緊急物資の運送</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定</li> <li>★物資の売渡しの要請</li> <li>★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資</li> <li>★権利利益の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資</li> </ul>

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

### 未発生期 (事前の準備)

- ・行動計画等の作成(国、地方公共団体、指定公共機関等) / ・訓練の実施 / ・感染症や公衆衛生に関する情報提供 / ・ワクチンの研究開発 / ・ワクチンの備蓄 / ・ワクチンの接種体制の整備 / ・抗インフル薬の備蓄 / ・地域医療体制の整備

# 新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

- 各分野における**対策の具体的な内容・実施方法等**を明記。
- 本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

## サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

### 1. サーベイランスに関するガイドライン(新規)

: 平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元に活用。

### 2. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン

: 国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

## 予防・まん延防止

### 3. 水際対策に関するガイドライン

: 国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。

### 4. まん延防止に関するガイドライン

: 流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

### 5. 予防接種に関するガイドライン(新規)

: ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

## 医療

### 6. 医療体制に関するガイドライン

: 医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

### 7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

: 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

## 国民生活及び国民経済の安定の確保

### 8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

: 事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

### 9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン

: 個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

### 10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

: 死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

参考 「新型インフルエンザ等の基礎知識」

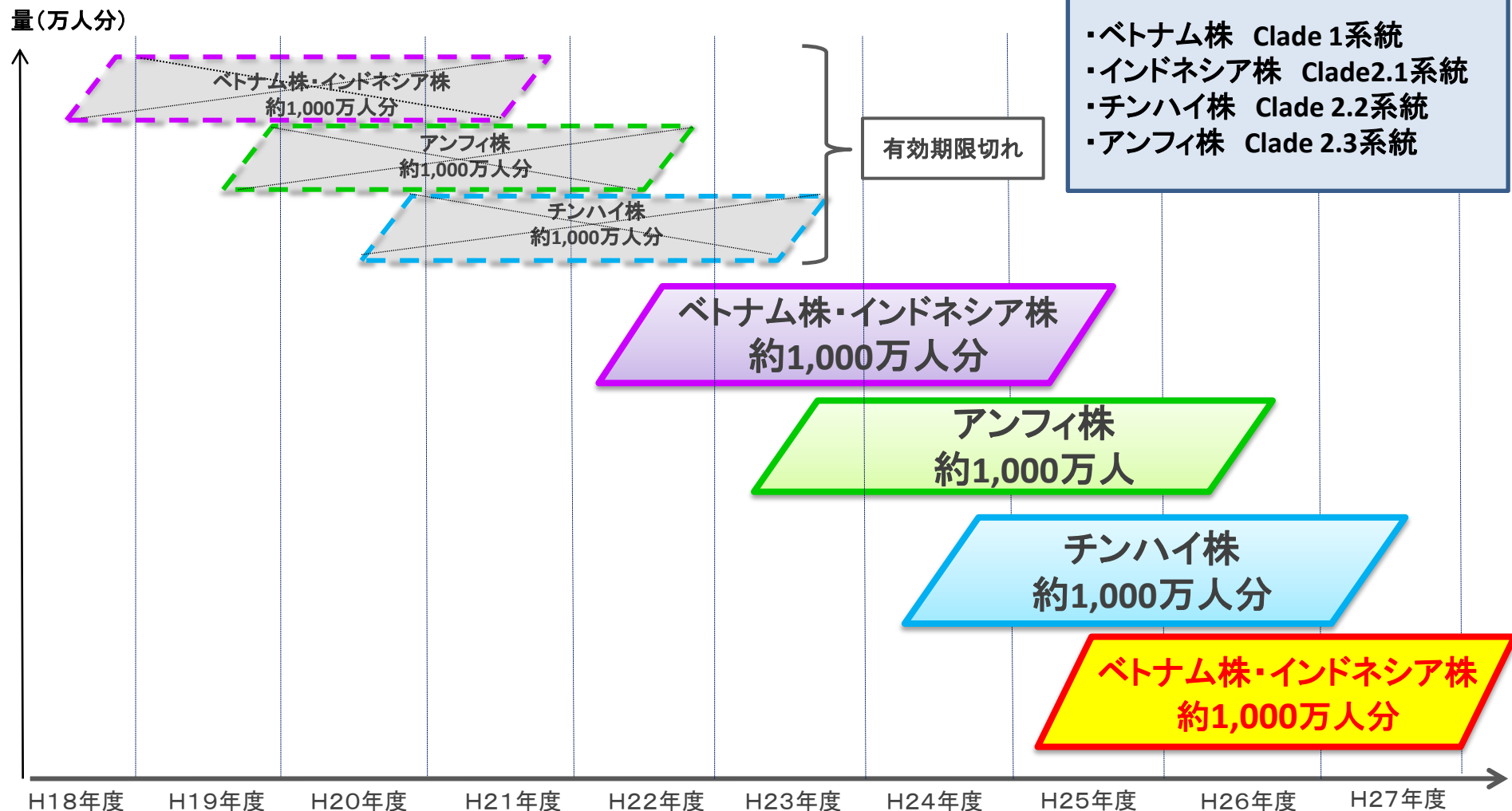
特措法、政府行動計画及びガイドラインで  
特に医療従事者に関するポイント

## 5. 予防接種に関するガイドライン

新型インフルエンザが発生した際には、国は、地方公共団体、医療機関等の関係機関や、国民の協力を得て、可能な限り速やかに特定接種や住民接種を実施。

- ワクチンの研究開発を促進する。**細胞培養法**によるワクチンの生産体制を整備する。
- **プレパンデミックワクチンの備蓄**を行う。発生時においてパンデミックワクチンの確保のため、国立感染症研究所はワクチン製造株を作成し、厚生労働省は、製造販売業者に生産の要請を行う。
- 未発生期より国は、都道府県、市町村、卸売販売業者等と連携し、ワクチンの供給体制を整備する。
- 特措法に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、政府対策本部長が必要があると認めた時にガイドラインに定める業務に従事する者に**特定接種**を実施する。  
未発生期に特定接種の登録対象となる事業者を登録、接種体制を整備し、発生時に実施する。
- **住民接種**について、特措法及び予防接種法に基づき、市町村を実施主体として、集団的予防接種の接種体制を整備し、発生時に実施する。

# プレパンデミックワクチンの備蓄状況

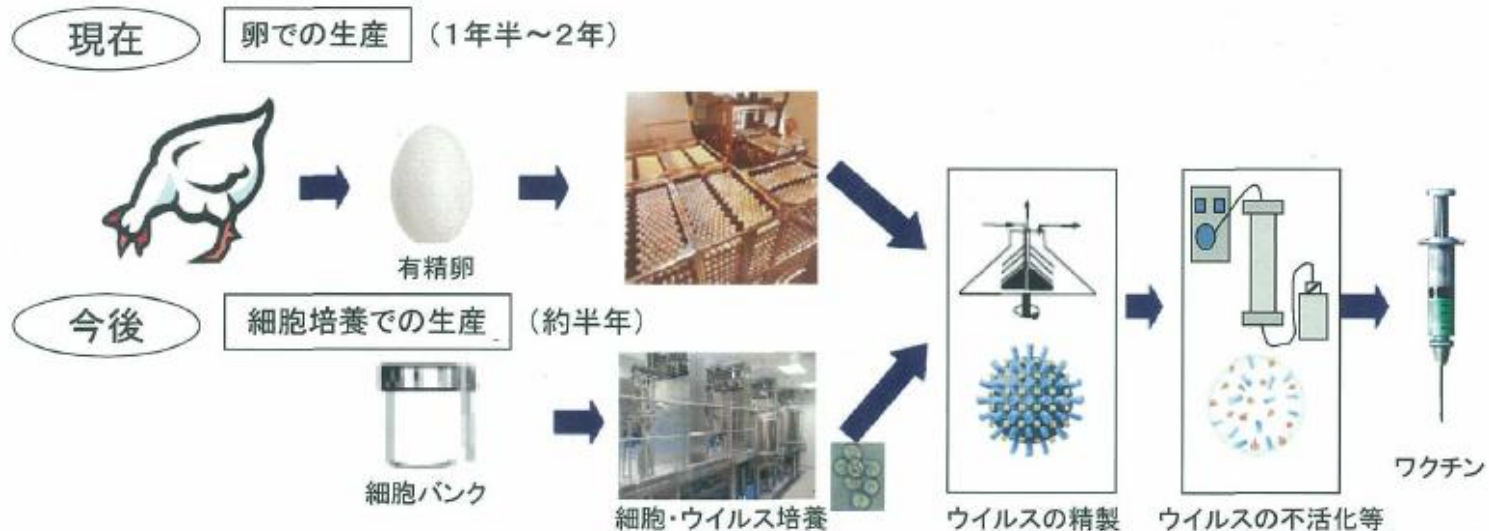


パンデミック発生からパンデミックワクチンの開発・製造には一定の時間がかかる。H5N1でパンデミックが発生した場合、パンデミックワクチンができるまでの間の対応として、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、プレパンデミックワクチンを接種することとしており、H5N1鳥インフルエンザの世界的な発生状況等を考慮し、平成18年度から毎年約1,000万人分を備蓄している。



# 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」交付事業(第2次分)

- 細胞培養法を開発することにより、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する**全国民分のワクチン生産期間を約半年に短縮**。
- 第2次事業は、細胞培養での生産を実際に行うため、**平成24年度中に、実生産施設の構築・臨床試験等を実施し、平成25年度の実用化を目指すもの**。

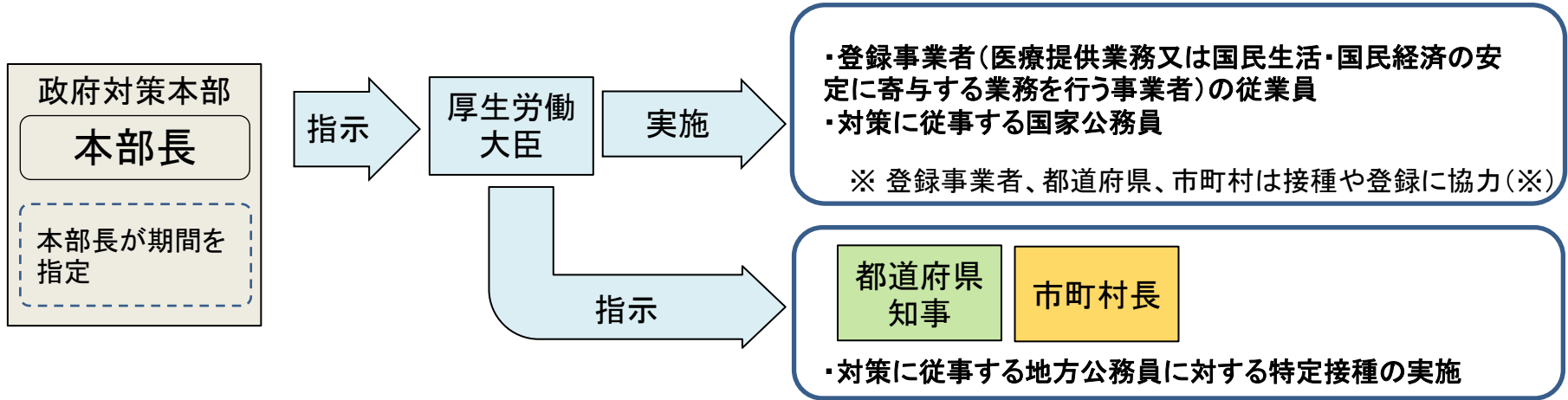


採択事業者名	基準額	ワクチン生産量(生産後半年の量)
一般財団法人 化学及血清療法研究所	23,983,523千円	4000万人分以上
北里第一三共ワクチン株式会社	29,959,000千円	4000万人分以上
武田薬品工業株式会社	23,983,523千円	2500万人分以上
一般財団法人 阪大微生物病研究会 (平成24年11月に事業から撤退※)	23,983,523千円	2500万人分以上

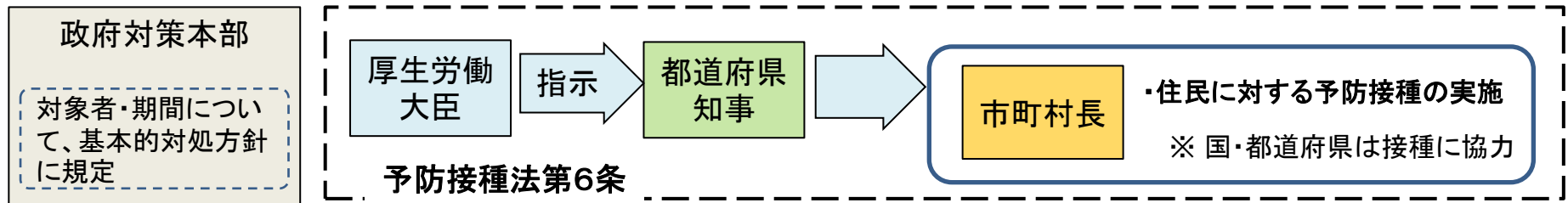
※当該事業者の割当生産量(2500万人分)について、追加公募を実施しているところ。

# 特定接種および住民接種

## 特定接種(対象...登録事業者の従業員等)



## 住民接種(対象...住民)



2009年の新型インフルエンザ発生時とは異なる2つの制度であることに注意してください

# 特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

○ 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするとともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。

※ 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類型		業種等	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大・緊急系医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型 (業務同類系)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型 (社会インフラ系)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、	
	その他の登録事業者	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	
			グループ④

(注)

※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

# 特定接種に関する医療関係者の登録について

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、厚生労働大臣は予め特定接種の対象となる事業者の登録を行うこととされており、相当数の事業者※<sup>1</sup>を登録することが想定されている。
- このため、政府行動計画における接種順位の基本的な考え方※<sup>2</sup>を踏まえ、**新型インフルエンザ医療等に従事する医療関係者※<sup>3</sup>について、年内に登録を開始する。**

※<sup>1</sup> 100万を超える事業所が対象となることが想定される。

※<sup>2</sup> ①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者、④それ以外の事業者の順とすることを基本とすることとされている。

※<sup>3</sup> 新型インフルエンザ等医療の提供、あるいは、生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供を行う保険医療機関等を対象とする。

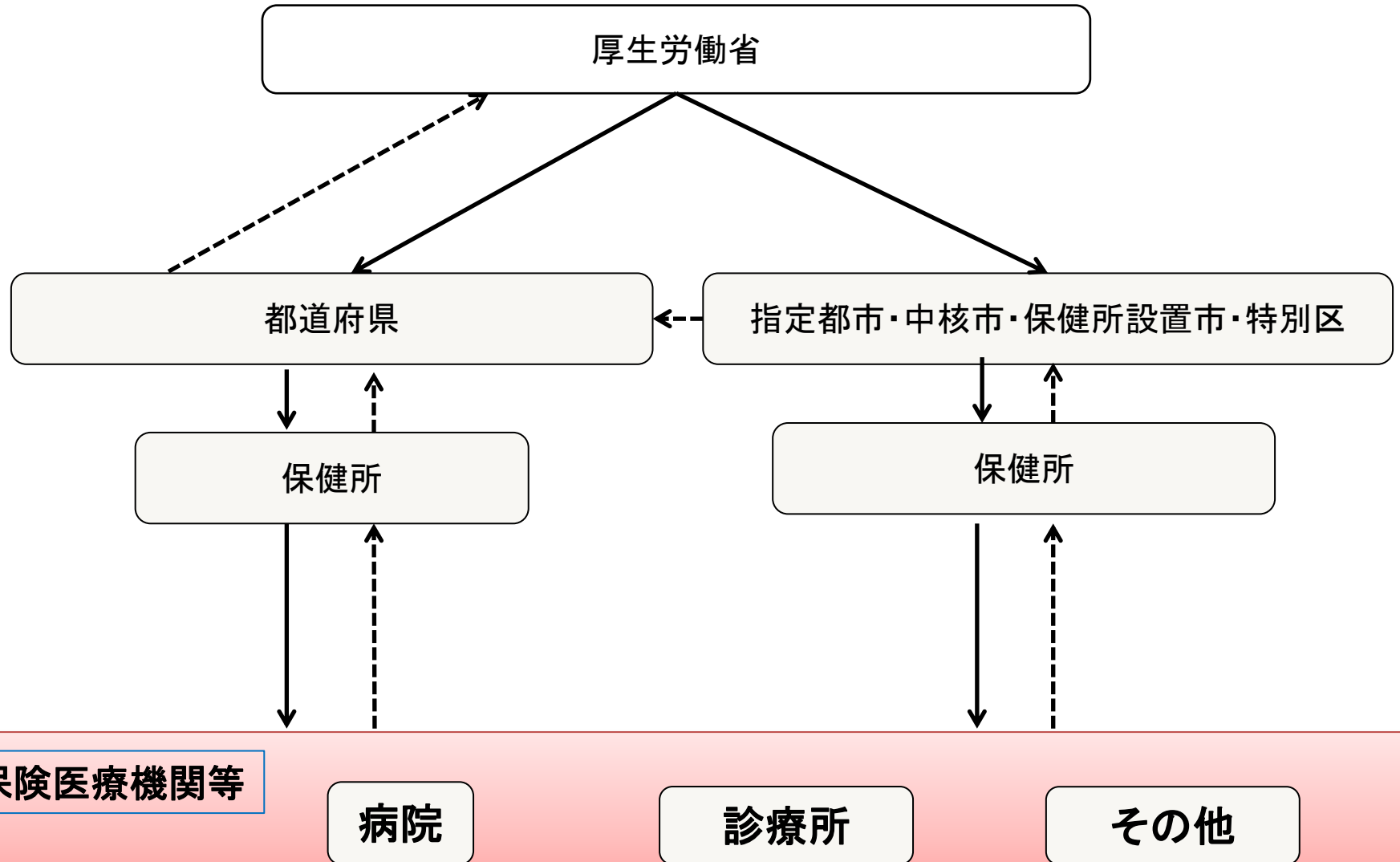
第1群 病院 診療所      第2群 歯科診療所 薬局 訪問看護ステーション

- 登録に係るWebシステムについては、26年度中に構築することとしており、医療関係者の登録後に、このシステムを利用して、国民生活・国民経済安定分野の業種についても登録を行う。

# 医療機関等の申請・登録のイメージ

——→ 申請書送付

-----→ 登録申請



# 医療機関等の登録スケジュール

25年12月	都道府県等から医療機関等へ登録申請の周知
⋮	病院の登録
⋮	診療所の登録
3月中(予定)	歯科診療所・薬局・訪問看護ステーションの登録
26年度中	Webシステムによる登録の開始

# 住民接種

	緊急事態宣言が行われている場合	緊急事態宣言が行われていない場合
対象者	全国民	
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)	
予防接種法上の位置づけ	第6条第1項 (臨時接種)	第6条第3項 (新臨時接種)
実施主体	市町村	
接種方式	原則として集団的接種	
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
接種費用の負担	国1/2 都道府県1/4 市町村1/4 ※ただし自治体の財政力により 変動あり	自己負担 ※市町村の判断で減免措置あり
健康被害救済の費用負担	国1/2 都道府県1/4 市町村1/4	

# 接種対象者の分類および接種順位

政府行動計画において、接種対象者を以下の4群に分類し、整理。発生時に、接種順位を、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部で決定。

## ①医学的ハイリスク者

(1)基礎疾患を有する者

(2)妊婦

## ②小児

## ③成人・若年者

## ④高齢者



## 6. 医療体制に関するガイドライン

新型インフルエンザの患者に対する治療を効率的・効果的に行うため、医療機関及び都道府県等関係機関がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携する。

未発生期	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 都道府県においては、保健所を設置する市及び特別区が管轄する地域を含め、二次医療圏等の圏域ごとの医療体制の整備状況を随時フォローアップするとともに、必要な助言、調整を行える体制を整備する。</li><li>○ 都道府県等は、二次医療圏等を単位とし、保健所を中心とし、医師会、医療機関等と対策会議を設置し、医療体制の整備を推進</li><li>○ <b>医療機関等における体制整備</b>（診療継続計画、帰国者・接触者外来の整備、入院病床の確保等）</li></ul>
海外発生期・地域発生早期	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置</li><li>○ PCR等による検査体制の整備及び運営</li><li>○ 感染症指定医療機関等への入院措置の実施</li></ul>
地域感染期	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 一般の医療機関における診療（軽症者は在宅療養、重症者は入院治療）</li><li>○ 医療機関の収容能力を超えた場合の対応（病診連携・病病連携、臨時の医療施設の設置の検討）</li><li>○ 都道府県知事による医療関係者に対する要請・補償等</li><li>○ 電話再診患者のファクシミリ等による処方</li></ul>
小康期	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 対策を段階的に縮小</li><li>○ 対策の評価及び第二波に対する対策</li></ul>

# 医療機関における診療継続計画(BCP)

- 政府行動計画において、**全ての医療機関は**、医療機関の特性や規模に応じた**診療継続計画(BCP)の作成**が求められている。
- **特定接種の登録事業者**は、BCPの作成が**登録要件**となっている。
- 平成24年度および25年度の厚生労働科学研究において医療機関におけるBCP作成の手引きを作成したので参考にしてください。

## 1) 診療所、小規模・中規模病院向け

新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き

<http://www.virology.med.tohoku.ac.jp/pandemicflu/tool.html>

(東北大学ホームページ内)

※「**吉川徹**」「**診療継続計画**」で検索してください

## 2) 大規模・中規模病院向け

平成25年政府行動計画・ガイドラインを踏まえた

「医療機関における新型インフルエンザ等対策立案のための手引き」

<http://www.medic.mie-u.ac.jp/kansen-seigyō/research/index.html>

(三重大学ホームページ内)

※「**田辺正樹**」「**診療継続計画**」で検索してください

# 医療関係者に対する要請・指示、補償

- 都道府県知事による**通常**の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合には、特措法第31条の規定に基づき、医師、看護師などの**医療関係者**※に対し、都道府県知事は医療を行うよう**要請・指示**することができる。
- 通常**の協力依頼のみ**では医療の確保ができないような場合とは、具体的には、以下のような場合を想定している。
  - ・帰国者・接触者外来における診療、感染症指定医療機関等における入院診療
  - ・臨時の医療施設等における診療、地域のほとんど全ての医療機関が診療を休止した場合などに当該地域における医療体制を構築する必要がある場合
  - ・特定接種
  - ・住民接種
- ただし、要請・指示を受けた医療関係者が従わなかった場合でも、**罰則規定はない**。
- 特措法第62条第2項の規定に基づき、要請・指示に応じて患者に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その**実費を弁償**する。
- 特措法第63条の規定に基づき、要請・指示に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して**補償**をする。

(参考：ガイドライン P133-135)

※特措法政令第5条で定める医療関係者：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士

## 7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

抗インフルエンザウイルス薬を効率的・効果的に使用するため、国、都道府県、医療機関、医薬品卸売販売業者等による適切な備蓄・流通・投与を促す。

### 【備蓄】

- 国民の45%に相当する量を目標として国と都道府県で均等に備蓄する

### 【流通】

#### 発生前

- 都道府県は発生時における安定供給体制の整備を図る
- 国は、流通状況を確認し、卸業者、医療機関等に対し適正流通を指導する

#### 発生後

- 都道府県は、市場に流通している在庫量が一定量以下になった時点で備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を卸業者を通じて医療機関等に配送する
- 国は、全国の子発生状況等を把握し、都道府県からの補充要請に応じて国の備蓄分を放出する

### 【投与】

#### 治療方針

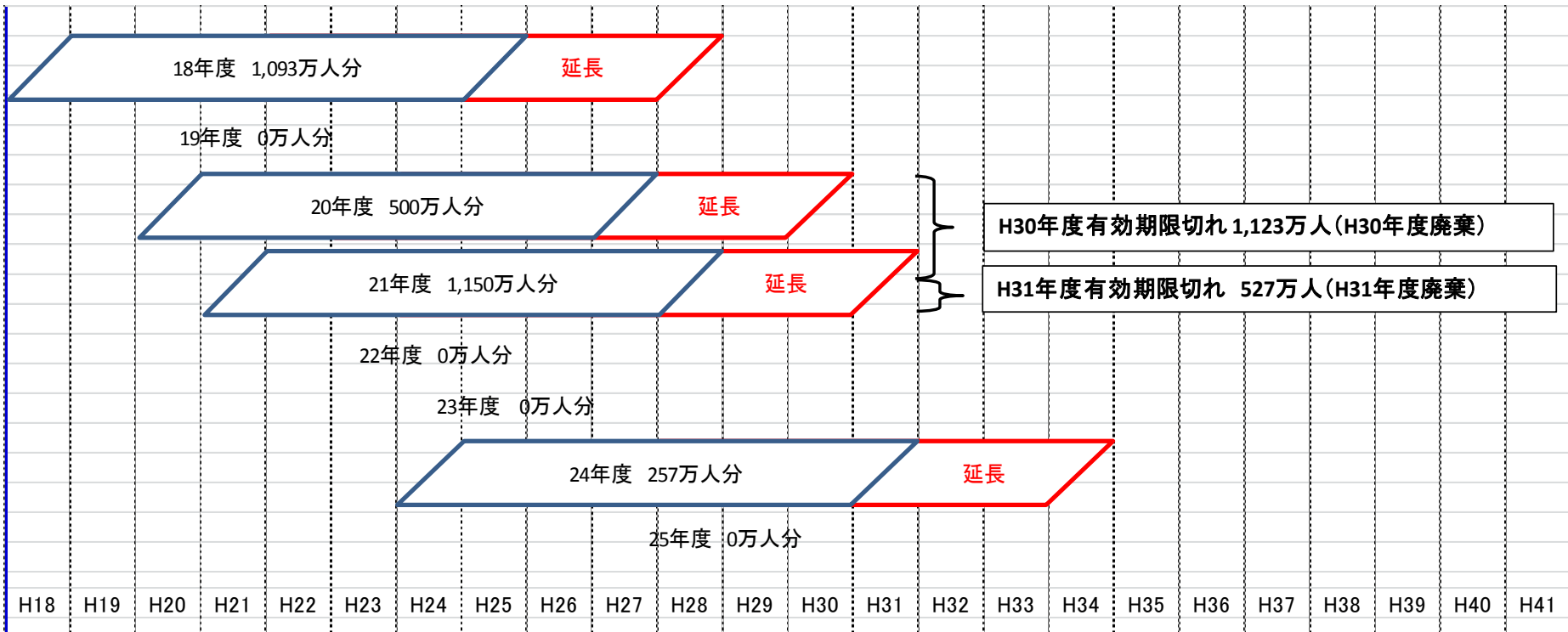
- 治療薬の選択や治療方針に関する専門的な知見を情報提供する。

#### 予防投与の対象者

- 新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた次の者に対しては、海外発生期及び地域発生早期には予防投与の対象とする
- 患者の同居者（地域感染期以降は予防投与の効果等を評価し決定）
  - 濃厚接触者
  - 医療従事者等・水際対策関係者
  - 世界初発の場合の重点的感染拡大防止策が実施される地域の住民（有効性が期待される場合）

# 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の備蓄

## タミフル3,000万人分備蓄状況



### 使用期限10年



※ 平成25年7月1日付けでタミフルの使用期限は  
7年から10年に延長。

このため、平成25年度に廃棄予定だった1,093万人分(平成18年度購入)の廃棄が不要となった。

# 季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する研究

＜政府行動計画の記載＞国は、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する疫学、臨床、基礎研究や検疫等の対策の有効性に関する研究を推進し、科学的知見の集積を図る。

＜研究の要旨＞厚生労働科学研究費補助金新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業において、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザに関して各分野で研究を行い、最新の知見の集積を図っているところである。

## ＜平成24年度までの厚生労働科学研究費補助金新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業による主な成果＞

- プレパンデミックワクチンの製剤化済みワクチンの一部を用いて臨床研究を実施し、有効性・安全性についての知見を得た
- 細胞培養インフルエンザワクチンの研究開発及び実用化を進めた
- 予後不良の疾患であるインフルエンザ脳症について、「インフルエンザ脳症ガイドライン」を作成し、普及を図った
- 新型インフルエンザ対策に関する国内外におけるエビデンスをまとめ、公表した

## ＜平成25年度に行っている研究の概要＞

分野	研究課題名（年度）	研究代表者	H25年度研究費（千円）
ウイルス	高病原性の新型インフルエンザ発生に対する事前準備及び緊急対応に関する研究(H23-25)	田代真人（国立感染症研究所）	16,877
	インフルエンザウイルス複製に関与する宿主因子とウイルス因子のインターフェースを標的とした新規抗ウイルス薬探索の基盤研究(H23-25)	永田恭介（筑波大学）	19,520
医療	高病原性鳥インフルエンザの診断・治療に関する国際連携研究(H25-27)	河内正治（国立国際医療研究センター）	30,485
	重症のインフルエンザによる肺炎・脳症の診断・治療に関する研究(H24-26)	木戸博（徳島大学）	27,011
	重症のインフルエンザによる肺炎・脳症の病態解析・診断・治療に関する研究(H24-26)	森島恒雄（岡山大学）	44,239
創薬	感染症の予防、診断・治療又は医療水準の向上のための臨床的研究(H23-25)	影山努（国立感染症研究所）	16,903
	リレンザ純化学合成技術を基盤とした薬剤耐性新型インフルエンザウイルス出現に対応する新規抗ウイルス薬の開発(H25-27)	熊谷直哉（公益財団法人微生物化学研究会）	5,000
ワクチン	経鼻インフルエンザワクチン等粘膜ワクチンの有効性に関する研究(H23-25)	長谷川秀樹（国立感染症研究所）	19,918
	インフルエンザワクチン製造種株及び品質管理手法の開発に関する研究(H25-27)	板村繁之（国立感染症研究所）	25,000
	沈降インフルエンザワクチン(H5N1株)の新規株の有効性、安全性並びに至適接種間隔並びに異種株に対する交叉免疫性の検討(H25-26)	庵原俊昭（国立病院機構三重病院）	29,500
	細胞培養インフルエンザワクチンの実用化及び流行予測とワクチン株選定に関する研究(H23-25)	田代真人（国立感染症研究所）	102,000
公衆衛生	地方自治体との連携による新型インフルエンザ等の早期検出及びリスク評価のための診断検査、株サーベイランス体制の強化と技術開発に関する研究(H25-27)	小田切考人（国立感染症研究所）	16,266
	新型インフルエンザ発生時の公衆衛生対策の再構築に関する研究（H23-25）	押谷仁（東北大学）	12,448
	新型インフルエンザ等発生時の市町村におけるワクチンの効率的な接種体制のあり方の検討(H25)	和田耕治（国立国際医療研究センター）	8,120

＜平成26年度以降の方針＞引き続き、厚生労働科学研究において、インフルエンザに関して、ワクチンの開発、ウイルスの分析、病原性の解明、予防、公衆衛生、診断、治療についての研究を行っていく予定である。特に、新型インフルエンザ発生時の公衆衛生学的対策が及ぼす社会的影響・効果、被害の予測に関する情報が不足しており、研究が必要であると考えている。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ別を探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症・予防接種情報 > インフルエンザ対策

健康・医療

インフルエンザ対策

施策紹介

関連情報

トピックス

# 厚労省ウェブサイト インフルエンザ対策

内閣官房

Cabinet Secretariat

サイトマップ

トップページ	内閣官房の概要	所管法令	記者会見	報道発表	資料集
政策課題	国会提出法案	パブリックコメント等	情報公開・公文書管理	調達情報	リンク

[トップページ](#) > [新型インフルエンザ等対策](#)

# 内閣官房ウェブサイト 新型インフルエンザ等対策

## 新型インフルエンザ等対策

お知らせ:

1. [新型インフルエンザ等対策有識者会議\(第10回\)を開催しました。](#)
2. [新型インフルエンザ等対策に関する指定公共機関に係る説明会を開催しました。](#)
3. [新型インフルエンザ等対策に関する都道府県担当課長会議を開催しました。](#)
4. [新型インフルエンザ等対策ガイドライン等を作成しました。](#)